

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和元年 9 月 1 1 日（水） 午前 10 時～午後 2 時 30 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 大野慎治 副委員長 榊谷規子 委 員 谷平敬子
委 員 黒川 武 委 員 須藤智子 委 員 井上真砂美
委 員 関戸郁文

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、同統括主査 須田かおる、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 社本真夕美、同子ども発達支援施設所長 伊藤典子、同統括主査 林高行、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤 顕、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 60 号	岩倉市手数料条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 61 号	岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 62 号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 63 号	岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第 6 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 原案採択
請願第 7 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択に関する請願書	全員賛成 原案採択
請願第 8 号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書	全員賛成 趣旨採択

議案番号	事件名	採決結果
請願第 9 号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（インフルエンザの予防接種）	全員賛成 趣旨採択
請願第 10 号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（おたふくかぜの予防接種）	全員賛成 趣旨採択
陳情第 18 号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	全員賛成 原案採択
陳情第 19 号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	全員賛成 原案採択
陳情第 20 号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	全員賛成 趣旨採択

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願5件、陳情3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可します。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

厚生・文教常任委員会については、私どもの議案として4件お願いしております。いずれも教育こども未来部に係る案件ばかりでございます。担当グループ長も出席しておりますので、丁寧に説明をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。また、請願等についても、お話し合いも既に進めてきているところでございますが、思いは同じだというふうに思っておりますので、きょう担当も出席しておりますので、お答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

9月に入りまして、学校は新学期が始まりまして、7月はむしろ梅雨が延びた関係で心配しておりましたが、少し涼しかったなと思いましたが、9月になって急激に暑くなって、運動会とか体育祭の行事の準備も始めております。エアコンも、おかげさまで9月から稼働できるようになりましたので、活用しながら、児童・生徒の安全に努めて実施しておりますので、よろしくお願いします。

では、きょうはたくさんの案件がありますが、どうぞよろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

陳述人がお越しになっておりますので、請願の審査から始めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

まず初めに、請願第8号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」を議題といたします。

請願人より意見陳述をされたいとの申し出がございましたので、これを認めます。意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（植手夕香君） よろしく願いいたします。

岩倉市には、障害児が就学に向けて、母子分離で集団生活の訓練をするた

めの施設、療育園がありません。そのため、保育園か幼稚園で就学に向けての訓練をするしかありません。しかし、岩倉市の幼稚園は、障害児の受け入れをしてくれません。障害の程度が軽度の子は受け入れているかもしれませんが、療育手帳を所持しているような子は断られます。したがって、岩倉市で障害児が就学に向けての訓練をする方法は、保育園の障害児枠のみとなります。保育園の利用は、就労が条件であることから、岩倉市では、障害のある子どもに就学に向けての訓練をさせるために、障害児の親が就労を強いられているという状況です。就労によって、子どものための貴重な時間が削られています。

一方、他市では、療育園があったり、公立の幼稚園が障害児枠を設けていたり、私立の一部の幼稚園でも障害児の受け入れをしているケースがあります。また、保育園の障害児枠の場合、就労していなくても受け入れをするなど、より柔軟な対応がされています。それらを踏まえて、岩倉市にも同様の制度、対応を強く望みます。

障害児を育てている親は、小学校に入学するまでの間に、子どものためにできる限りのことをしてあげたいとの思いから、言語指導や作業療法などの療育に通っています。ところが、岩倉市の就労条件を満たすように働いていたら、思うように療育を受けさせてあげることができません。また、障害のある子どもを育てていると、療育以外にも、病院の受診や検査、児童相談所や市役所での手続、小学校の支援級の見学、特別支援学校説明会や体験入学など、仕事を休まなければいけない用事がたくさんあります。

子どもが体調を崩した場合、障害児は病児保育に預けるのが難しいため、長期間、仕事を休む必要も出てきます。また、子どもの状況によっては、午後4時までの保育を満足に受けられず、早退する日々が長期間続いているケースもあります。おのおのが職場において心苦しい思いをしながら、何とか理解を得て就労し、やっとの思いで条件を満たしているのが現状です。私たち障害児の親にとって、働くというのは大変な負担になるということを御理解いただきたいと思います。

あゆみの家に一緒に通っていたお母さんたちの中には、働くのが難しいからという理由で、市外の幼稚園で障害児の受け入れもしてくれるところを探して、家からは遠いけど、仕方なくそこへ通わせているという人もいます。また、ほかの市へ転居している人もいます。今、あゆみの家で頑張っているお母さんたちにはこのような思いはしてほしくありません。就学前のこの時期というのは、障害のある子どもにとって、今後の成長を左右する非常に重要な時期です。仕事をするのは、子どもが大きくなってからでもいつでもで

きますが、療育というのは、子どもが大きくなってからでは手おくれです。この大事な時期に、障害児の親が何に対して時間と労力を費やすのか、仕事に費やすのか、それとも大切な我が子のために費やすのか、それは障害児の親が自由に決められるように望みます。

以上の理由から、保育園の障害児枠につきましては、障害児が就学に向けての訓練をする場所として捉え、療育手帳を持つことなどを基準に、就労要件を免除、または緩和していただきたいです。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 請願、お疲れさまでした。ありがとうございます。ちょっといろいろお聞きしたいんですけれども、支援児教育就学訓練についてということで、岩倉市のほうですけれども、支援の必要な子どもの受け入れについてどうなっているか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

◎陳述人（植手夕香君） 岩倉市としましては、現状としては、受け入れしてくれるのは、保育園の障害児枠での受け入れという形で、公立の保育園7つありますけど、全部合わせて25人分、障害児枠が設けられているので、そういった障害児枠で受け入れをして、加配の先生がついて保育園で過ごすという形になっています。また、障害といっても、すごく軽度な場合、ちゃんと言葉が話せていたり、身の回りのことが自分でできる、そういった感じの軽度の子の場合は、幼稚園での受け入れも一部行われてはいます。

◎委員（須藤智子君） 当局にちょっとお尋ねいたします。

保育園に入園するための要件はどうなっているのか、教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育園に入園するに当たりましては、御家庭で日中保育ができないという保育が必要な理由が必要になってまいります。そちらのほうに関しましては、子ども・子育て支援法並びに子ども・子育て支援法の施行規則のほうにうたわれておるんですけれども、主なところでは、保護者の方がお仕事されている、就労されているということであるとか、あとは妊娠から出産後間もないとか、あとは疾病、もしくは障害が保護者の方御自身にあるとか、あとは御家族の方でそのような方がいらっしゃるって、常時介護・看護が必要であるとか、そういったようなことが

保育園へ入園するための要件になっております。

◎委員（須藤智子君） この請願者の請願項目にもありますが、療育手帳を持つことで保育園に入園するための要件の就労要件を免除、または緩和できるのか、お尋ねいたします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 先ほど申しました法、並びに国のほうの規則で定められている保育を必要とする理由というところで、先ほど列挙させていただきました中に、それに準ずるようなところで、市町村で認められることというところもあります。ただ、岩倉市の場合では、その部分において、該当するお子様が療育手帳なり、そういったような支援が必要であるということのみを要件にするということにはなってはおりません。

◎委員（須藤智子君） 請願者の方にお尋ねいたします。

近隣の自治体で、療育手帳を持つことで就労条件を緩和している自治体があるということをお聞きしましたが、どこがそういうことをやっているのか、教えてください。

◎陳述人（植手夕香君） 私は、前、名古屋市に住んでおりました。名古屋市に住んでいるときに、既に知的障害の診断を受け、療育手帳を所持しておりました。名古屋市に住んでいたときに、西区役所のほうで保育園に入る場合、どういった条件で入ることができるのかということでお尋ねしたところ、名古屋市の場合は、障害児枠の場合、働いていなくても入れることができます。障害のお子さんを育てているといろいろ大変ですよ。病院に通ったり、療育に通ったり、そういったことが必要になるので、すごく大変なので、障害児枠の場合は、お子さんに障害があれば、働いていなくても入れることができますということで、西区役所のほうから回答をいただきました。

◎委員（須藤智子君） 当局にお尋ねいたします。

そういった療育手帳を持つことで、就労要件を免除できる近隣の自治体がわかっていたら教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 近隣の自治体で調査させていただきまして、実際に、北名古屋市、一宮市、江南市、小牧市、春日井市と、実際に調査をさせていただいて、担当のほうにもお尋ねをしたんですけれども、現在、そういったような取り扱いというのはしていないということでした。

◎委員（井上真砂美君） そのようなというのをちょっともう少し具体的に教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） お子様が療育手帳をお持ちになっているということでもって、保育園に入園をするという要件として取り

扱っているということはないというふうで伺っております。

◎委員（井上真砂美君） ないということは、今、名古屋の西区役所のほうではそれが認められていたということですか。

◎陳述人（植手夕香君） そうです。私が西区役所に問い合わせたところ、窓口の担当者からはそのような回答をいただきました。

◎委員（黒川 武君） 先ほど、執行機関からも、保育の必要性と、それが子ども・子育て支援法と施行規則において定められていると。ただ単に、療育手帳を持つからといって、それだけを要件として入れるわけではないという。だから、そこのところのバランスをどうとるかだろうと。名古屋市の場合は、保育の必要性をきちっと見て、保護者がいろいろ療育指導したりとか、あるいはこれに関連していろいろ用務があったりして、どうしてもやっぱり保育が必要となるといったふうな判断をしたんだらうなあと。その判断の仕方というのは、自治体の裁量に任せられていると思うんですね。そういった判断に私は立つべきだろうなと思うんですが、それでお聞きするのは、障害児枠が25人だということですので、実際、療育手帳を持つお子様も含めると、一体何人いるのか。もし陳述人のほうでもわかればお答えをいただけますでしょうか。わからなければ、執行機関のほうでお答えをいただきたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 当局、わかりますか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 現在、今年度4月から公立保育園のほうで障害児保育として受け入れさせていただいているお子様24人いらっしゃるしまして、そのうち手帳をお持ちでいらっしゃるお子様は12人いらっしゃいます。

◎委員（黒川 武君） 現在、保育園に入園しているお子様のうち、手帳を持ってみえる方が12名ということなんですが、ただこれは市全体として、療育手帳を持っている方は何人いるのか、その点は把握してみえますか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 済みません。把握しておりません。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 療育手帳の保持者数でございますけれども、平成31年3月31日現在で、全体では304人でございますが、そのうち、年齢が5歳までの方が23人、6歳まで含めると32人という状況でございます。

◎委員（関戸郁文君） 今、保育を必要とする理由というのが明らかになったんですが、ちょっと行政にお尋ねしたいんですが、保育を必要とする理由がありながら、そのお子さんの状況によって受け入れができていないような

お子さんはいらっしゃるのでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 基本的には、入園の審査というのは、保護者の方の日中、御家庭で保育できない状況というのを審査させていただいて、決定させていただいておりますので、原則的には、お子様の状態によって、保育を受け入れできないということはございません。ただし、お子様の状況によっては、例えばたん吸引が必要であるとか、そういったような医療的ケアが必要なお子様については、現在、対応する体制ができておりませんので、そういった方については受け入れができていない状況になっております。

◎委員（谷平敬子君） 先ほど、支援が必要な保育園児24人おられると言いました。保育士は何人おられるのでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 加配として余分に配置する保育士としましては、11人を配置しております。

◎副委員長（榎谷規子君） かつて2015年に子ども・子育て支援制度ができて、これまで保育に欠けるという条件が保育の必要性ということになったんですが、その必要性というのがこれまでの保育に欠けるという条件よりも非常に緩和されて、虐待であるだとか、障害を持っている子どもさんであるとか、その保育の必要性というのは、非常に就労の以前の保育に欠けるというときよりも大きく広がったと思うんですが、そこでの判断の中で、今の陳述されたお母さんのような事態にあるということを非常に驚いたわけなんです。が、これまでも岩倉市は障害児の保育園が指定園の2つしかなかったところを、子どもたちが地域で入れるようにということで7つの保育園に拡大してきたりとか、働いているお母さんもきちんと保育してもらえるようにということで、保育時間が長くしてもらおうとか、そういう要望がずっとされてきた過程があると思うんですが、保育の必要の判断というのが、先ほどの黒川委員とも重なるんですが、具体的にどのように審査されているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育の必要性の審査につきましては、それぞれ必要な事由に応じて、例えば就労の方ですと勤務証明であったり、自営の方ですとお仕事の証明であったりとか、そのほかにも、妊娠出産であれば母子手帳であったりとか、そのほかにも障害であるとかいう方には障害者手帳の写しとか、医師の診断書とか、そういった必要な証明の書類を持っていいただいて、それを市で決めさせていただいている指数表に照らし合わせて点数をつけて、優先度をはからせていただいているという状況です。

◎副委員長（榎谷規子君） そういう各種の証明というのは、これまでも変

わらないと思うんですが、保育の必要性がある子どもについては受け入れなければならないという、市町村が認めればという条件がついたわけですから、やはり過去もそういう療育が必要な子どもさんがいるお母さんたちは、就労時間を少なくしたり、内職の仕事にかえたりとかいうんで御苦労されてきた経過があると思うんですが、そういう証明とか以外の具体的な受け入れのための保育の必要性を審査していく、受け入れていくという方向でのそういうものは整備されていないのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 保育の必要性につきましては、今、グループ長が申し上げたところの中でいろいろな証明というところがございます。今の委員のお尋ねのところ、保育の必要性の判断基準というおっしゃられ方をされました。今回の御請願の内容に沿った意味での話し方をさせていただきますと、いわゆる就学前の訓練というところが主たる目的であると捉えた場合には、やはりそこが保育の必要性に当たるかどうかということになってまいります。

先ほど来、調べさせていただいた他市の事例のところでも、やはり集団教育とか社会性の習得というところは、保育を実施する理由とはならないというふうに明示している自治体もございます。なので、まず保育の必要性というところを先ほどの理由の中で判定した後、その次の段階として、集団教育の訓練であるとか、当然、保育を受け入れた中では目指す効果ではございますので、それは実施しておるところではございますが、あくまでも最初の入り口のところは、今は保育の必要性については、それ以外でのところは今のところ設けておらんというところがございます。よろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 今のをわかりやすく言えば、保育の必要性というのは、例えば夫婦ともに働いてとか、おじいちゃん、おばあちゃんがいても病気であったりとか、いろんな事情でお子さんにかかる保育が自宅でできないという方は保育園を利用するというふうで理解させてもらっていいですか。その子が、最初言われた支援教育が必要ならば、また別口でそれは受け入れるというふうでよろしいですか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育園を利用される要件としては、あくまで御家庭で日中保育ができないという理由に該当するかどうかというところでして、保育園での生活がお子様のそういった社会性ですとか集団的な教育の場という部分に関しましては、保育を実施する上でのお子様の成長をさせる狙いであったり、得られる効果の目標とするところであって、それをもって保育園に入れたいというところというのは、順番としてはそう

ではないのかなというところでございます。

◎委員（須藤智子君） 請願者の方にお尋ねいたしますが、療育手帳を持つという子どもさんは、こういった状況なのか、ちょっと状況を教えてください。

◎陳述人（植手夕香君） 療育手帳は、知的障害のある方に発行されるもので、知能指数でいうと75以下の方で、日常生活に支障が出ている、会話ができないとか、身の回りのことを自分ですることができない、そういった判断をされた方に発行されるものになります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 岩倉市は、子育てしやすいまちということで、過去からその点については全国的にも評価をいただいているところではあると思うんですね。ところが、やっぱり今のような問題が起きるとなると、これをどう打開できるのかといったことをやっぱり双方がともに考えていくということは大変重要ではないかなと思うわけなんです。ただ単に、子ども・子育て支援法で保育の必要性として、親御さんの就労ということだけを捉えるのではなくて、やっぱりその家庭が置かれている実態も見ながら、私はやっぱり柔軟に判断していくことがまさに子育てしやすいまちとしての岩倉市らしさではなかろうかなあとは思っているわけなんです。

それで、岩倉市は、現在、待機児童はゼロだということにはなっているんですね。もちろん、どうしても親御さんのほうでこの園に入りたいといった希望が強くて、それがどうしても定員の関係で応じられてない場合は、その方自体はどうしても家庭とか、ほかのところで面倒を見る、いわゆる隠れ待機児みたいな形になるわけなんです。じゃあ今回の療育手帳を持つ障害のある子どもたちが、親の就労がなかなかやっぱり認めていただけないとなった場合は、そういった子どもたちも待機児というふうにやっぱりカウントされるべきものですか、それとも親の就労そのものが市の判断基準に適合していないということで、強い入園の希望を持っていても、それについては、もう待機児には含めないと。どのようにお考えでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 現在の待機児童の考え方からすると、待機児童には当たらないと考えます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） やはり隠れ待機児というのがいろんなところで、本当に内面であると思うんですが、先ほど山北部長のほうから、5歳までの療育手帳を持つ23人の方が今どういう状況にあるかという把握というのは難しいんでしょうかね。そういう隠れ待機児になっているのか、また別の療育

園に行っていらっしゃるのか。もちろん、医療的ケアが必要な人がより療育が必要なところに行っていらっしゃるところは別ですけど、そういう子どもさんはもちろん今の岩倉の中では受け入れられないと思いますけれども、御請願者のような状態で隠れ待機児になっているような子どもさんが23人の療育手帳保持者の中でどれぐらいいらっしゃるかみたいな把握は難しいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 現在、あゆみの家に通所していらっしゃるお子様については、来年度以降、どのように意向がえられるかというのは、毎年度お聞きするので、あゆみの家を利用されている方については、一定把握できるのかなと思いますけれども、それ以外の方については、把握は難しいと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎陳述人（安江絢子君） 支援児の父母の方は、保育の必要性というよりも、保育園に限らず、支援児さんを集団生活でそういう生活をさせてあげたいという願いがあると思うんですけれども、他市ではそういった条件がないと言われるかもしれないんですけれども、そのかわりにお母さん、お父さんと離れて保育してくれる療育園というものがあったりするので、そういう制度がないのかなとも少し思ったんですけれども、岩倉の場合はそういったものがないですし、そういうものを一からつくるとするのは、すごく予算的にも大変だということで、保育園の障害児枠というのを利用して保育されたいという思いがあると思います。なので、保育園の要件というのと、それを一緒にしてしまうというのは、少し話が違うのかなというふうに思っています。その障害児枠というのが25名というふうに決められていて、一般の保育園に通いたいという子どもたちとはまた別で枠が設けられているので、その要件を全く同じ、就労要件を全く同じする必要性というのはあるのかなというふうに思いましたので、そこを質問させていただきたいです。どうして同じ条件でなければいけないのかというところが気になります。

◎委員長（大野慎治君） 請願者の方から御質問がございましたが、当局、答えられるでしょうか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育園を御利用していただくに当たっては、やはりまずは保育を必要とする理由がどうかというところで、やはり最も多いのは、お父様、お母様ともに就労されている方とか、ほかに

はそれぞれ御家庭の事情に応じてですけれども、まずは今の保育を必要とする理由のところでの保育園を利用されるかどうかというところが必要であるかなというふうに思っております。

障害の枠が決められているというお話でしたが、おおむね1園4名程度での割り振りというようなことで案は持っております、それは公立保育園内での配置のバランス、園の負担のバランスということを考えてものでして、その中にきちっとおさめないと、もうそれ以上は受け入れないというようなことではございません。現に、過去にも30名とか、加配対象のお子様を受け入れたりとか、そういったような実績もございますので、よろしくお願いいたします。

◎陳述人（安江絢子君） 御回答ありがとうございます。

何名受け入れというよりは、条件に関してがなぜ同じでないといけないのかというところが気になるんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） やはり保育園というところが、御家庭保育ができないというところを保護者の方にかわりまして保育を実施するということでございますので、そういった保育を必要とする要件としてさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） 障害児枠が25名ということであって、現在24人入ってみえるということで、もちろん障害児枠であっても就労要件を満たすというのが前提になるわけですね。そうすると、この就労というのは、先ほどもいろいろ勤務証明書とか、自営であれば働いている証明とか、さまざまな就労形態があるだろうと思うし、その証明の出し方もやっぱりさまざまなものがあるだろうと思うんですよね。だから、市としては、その方が1年のうち何日働くかは別にして、一定、内職も含めて、やっぱり就労しているということが書類として確認できれば、就労要件は満たすものだ、そういったふうな判断に立つわけですか、確認でちょっとお聞きいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 仰せのとおりでございます。

それで、お出しいただいた書類の中で、例えば居宅内就労だとか内職でも証明が出れば、それで要件として認めて、結果、私どものほうで要件として認められた方の中で支援が必要な方という方がいらっしゃれば、そこで25名だからといって切ることはしておりませんので、結果30名になった年もあればというところがございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。といってもなかなか手が挙がりませんので、順番に黒川委員からお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 委員長からの御指名ですので。

私は、この請願につきまして、本当にお話も聞いていて、やはり障害を抱えるお子様の健全育成を親としてきちっと役目を尽くしたいと、そういう思いがにじみ出ている請願であると思います。やっぱりそういった請願に対しては、議会として真摯に受けとめていかなければいけないと。ただ、現実的に、市内に療育園とか、そういった専門のものがあるわけじゃない。やはり現在ある中でどう受け入れをしていくのかといったところだろうと。そういう意味合いでは、障害児枠は25名にこだわらないと、過去30名でも受け入れたことがあるということなんです。

ただ、残念なことは、保育の必要性というのは、やっぱり法の縛りがあるということです。だから、そのところを自治体の裁量でどう柔軟に運用をしていくのかといったところも一つの課題ではなかろうかなと思います。私は、やっぱり皆さんの思いが執行機関、市長のほうにもきちっと伝わるように、議会としても、あるいはこの委員会においても、この請願につきまして採択すべきだろうと考えます。以上です。

◎委員（須藤智子君） 請願を出された親御さんの、障害者を持つ方のお気持ちは本当に十分よくわかるんですが、やはり保育園に入園するということは、保育が必要な子なんですね、基本的には。だから、障害者の子でも、健常者、普通の子どもでも、入園基準というのは皆一緒なんです。それで、入ってから、障害者の方には、そういう障害者の支援を、手助けをしていくということになるんですけど、入園のときの基準を緩和するということは、やはり法律にもそういうふうに出ていますから、ちょっと難しいんじゃないかなと私は思うんですけども、ちょっとそこを変えていかないといけないと思いますので、お願いします。

◎委員（井上真砂美君） 今のお母さん方、ここにもたくさんお子さんを連れてみえている方がいらっしゃいますし、今、幼稚園に通っている保護者の方も結構両親共働きという方が見えるんですね。なかなか今の時代、どちらかがずうっと保育をするという方が見えなくて、きっと保育園に入りたいという親は結構いるんだけど、自分の就業、仕事をしている時間が、例えばパート勤めであったり、あるいはいろんな税法の関係もあってそれだけの

時間しか働かないということで、働く時間が少ないということで保育園に入れない子も実はたくさんいるんですね。そういうお子さんも知っております。本当は保育園に入りたいんだけど、パート勤めをやって、保育園に入れてもらいたいんだけど、ほかの幼稚園のほうで、仕事をして、その間幼稚園で見てもらって、すぐ連れてきて、自分で育てるという方も見えます。

今回の請願者の方は、療育手帳を持っているから就労基準を緩和してほしいというようなことを書かれておりますので、この療育手帳も結構基準が軽重あると思うんですね。一概にそれを全て認めてしまうと、岩倉市の保育園自体も療育手帳を持っているから、他の園児よりも仕事の条件が厳しくなくても、手帳を持っているから優先的にとか、ちょっとその辺が難しいのではないかな。一律に療育手帳を持っているからと、持つことを基準にというふうに書いてあるのが少し気になります。ですから、これは一律に採択できるというものではないと思っております。

◎委員長（大野慎治君） 谷平委員、御意見ございますか。

〔「ちょっとないですね、済みません」と呼ぶ者あり〕

◎委員（関戸郁文君） 御請願者の方、本当にいろいろ教えていただきまして、ありがとうございます。気持ちは十分にわかります。ただ、ちょっと僕は、行政のほうのお話の中で一つひっかかることがございまして、保育を必要とする理由がありながら、医療的にケアが必要なので、岩倉市の保育園に入れていないというふうに聞こえたんですが、それで正しいですかね。そういうところはすごく大事なところだと思っていまして、まずはそういうところをやらなきゃいけないのかなあというふうに感じました。

そういうところも全部、何かきっちり終わって、もう岩倉の保育園は万全という状態をつくり、かつ今度、緩和していくというんですか、そういうような形で緩和すると、保育士の加配というのがだんだんふえていくんだらうと思うんですけれども、先ほどの医療的ケアも同じだと思いますが、そういうところをちょっと考えて、全体のことを俯瞰しながら結論を出したいので、今、ここでこれを採択できるかなというのと、ちょっと申しわけないんですけれども、採択できないかなというふうに私は考えております。

◎副委員長（梶谷規子君） 私は、今の意見陳述、審議、全て含めて、岩倉が全ての子どもたちがそれぞれの子どもの発達を十分に保障していく場が保育園だと思っておりますので、採択すべきだと思っております。もちろん全て免除まで言っていらっしゃらなくて、または緩和していただきたいという思いの中に、先ほど述べられた意見陳述の中身があると思います。就学訓練だけ言われたんですが、障害を持っている子どもたちは、健常な子どもと同じ

ように、集団の中でそれぞれの発達を十分にしていける権利があると思っています。その発達をやっぱり集団保育の中で本当に保障していくべきが、岩倉の保育園が今までそういう実践がいっぱいあったことも知っていますので。だから、内職も含めて就労証明を出した場合に、きちんと証明を出された定数の受理だけじゃなくて、その子ども、子どもの状況を見て、しっかり受け入れの判断をしていく岩倉市の保育行政であってほしいと思うことも含めて採択したいと思っています。

◎委員長（大野慎治君） 皆さんから御意見をいただきましたが、採択、不採択という話でいくと、皆さん、趣旨は余り反対しているのかしていないのかというところも若干、そういった方向性の趣旨でいきたいという意味もとられる御発言もされておりますが、今、皆さんは療育手帳を持つことを基準に就労要件を免除、または緩和という、その緩和にひっかかっているだけだというふうに私は受け取れるんですけど、趣旨には御賛同しているのかしていないのかというところが明確ではなくて、委員長としてどのようにしていけばいいかというところがまだ明確ではないので、ちょっと今暫時休憩させていただきますてよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

今、ちょっと議員間討議中ですが、須藤委員から質疑をしたいという申し出がございますので、これを認めます。

◎委員（須藤智子君） 当局にお尋ねいたしますが、今、請願者がおっしゃったような新しい子ども・子育て新法にはそういうことが書いてあるということと言われたんですけど、就学前の就学訓練の場なんではないかな、保育園というのは。

◎子育て支援課指導保育士兼子育て支援センター長（社本真夕美君） 今、請願者がおっしゃられた就学までに育ててほしい姿というのは、保育所保育指針が改定されて、その中でうたわれております。それは、保育所保育指針だけではなく、認定こども園保育所保育指針と幼稚園のほうも同じようなもので、その3つの園が就学までに育ててほしい力というところで記入されております。

◎副委員長（梶谷規子君） 去年、出された公立保育園適正配置方針の中には、やっぱりこれからの公立保育園に求められる姿というのが、特に障害を持った子どもたちなどもしっかり受け入れていくことで、そういう子どもたちには、ほかの施設との連携、そういったことも公立保育園の中には求めら

れることなどもしっかり書かれていたと思うんですが、そういった面からも、障害を持っている子どもたちを公立保育園でしっかり受けとめて、人間発達を保障していくということがこれから求められてくると思うんですが、そういった意味で、今、現実に問題になっているこの請願に対して、公立保育園適正配置方針の今後の公立保育園に求められる姿と照らし合わせてどう考えられるでしょうか。当局にもう一度、解決の方向でということが必要じゃないかと思うんですよ。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 公立保育園適正配置方針の中では、公立が持つ役割というところで、しっかり堅持していくという中では、当然、支援が必要な子の療育というところも、仰せのとおりうたっておるところでございます。ちょっと重ねたような表現になってしまいます。あくまでも公立保育園というところでは、保育園に入ってから、当然、先ほど申し上げたように、指針にもあるように、就学免除もするところ、今の出ているところが、あくまでも保育園に入ってからのお話というところでは、私どももそのように今まで、入り口を入ってからのお話でずっと語らせていただいていたところでございますので、今回は、入る前の要件のところをどうするかということになっておるものですから、そこはとりあえず入った前提の中での今までの市の立場というところで考えておりました。

ただ、将来的な公立の持つ役割という中には、先ほど私どもお答えさせていただいたように、まだまだ医療的ケアが必要な子への対応であるとか、まだまだ潜在的な部分でも入れていない部分もいらっしゃるということも全部受け入れをすべきところは公立の役目ではないかというふうには考えておるところでございます。よろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） 再度、議員間討議に戻ります。

◎委員（井上真砂美君） 療育手帳を持つお子さんを、みんな希望される方は保育していきたいという気持ちはどなたにもあると思いますし、見えている方、希望される方はみんな同じような、気持ち的には入っていただけないと思うんですけれども、請願者の方の療育手帳を持つことを基準というところがやっぱりひっかかりますね。療育手帳にはいろんな基準、A、A A Aとか、B Bとか、以前は療育手帳はCとかもあったと思うんですけれども、今見てみると、AとB、それから4段階に分かれたりしているんですけれども、そうすると、今、請願者の方は話もできるしというふうに言われているから、お気持ちとしては、保育園できっと、加配をつけてもらうのか、状況を見ていないからきっと皆さん方もわからないと思うんですけれども、大丈

夫だと思えるんですけれども、ただこれを療育手帳を持っていることを基準に就労条件を免除、緩和というふうにうたってしまうと、やはりさっき当局も言われたように、医療的ケアの必要なお子さんも見えるし、それからうちの子も同じように、例えばちょっと障害があるかもしれないけれども、まだ療育手帳をもらうまでには至っていないお子さんも実はいらっしゃると思うんですね。そうすると、何か入る基準というのはやっぱりきちんと決めておいて、今ある分は決めておいて、療育手帳という、全然段階を決めずにやることを採択するのはちょっと難しいと思うんですけれども。

◎委員長（大野慎治君） 大変申しわけございません。休憩中の御発言でございましたので、黒川委員、紹介議員でございますので、発言をしていただきたいと思います。先ほど、休憩中の発言でございましたので、委員会中での御発言をよろしくをお願いします。

◎委員（黒川 武君） 委員間討議ということで、先ほど来、各委員からも疑問に思われることは質疑のほうに切りかえて、執行機関にお聞かせいただいたんですね。それで、この請願に対して、我々がどう向き合っていくのか、それぞれ各委員からの発言も先ほどございました。その中で、やはり共通していることは、思いはわかるんですね。本当にそういう障害を持たれた御家庭、お父さん方、お母さん方も含めて、とても大変な日々をお過ごしになってみえるだろうなと。そういう中であっても、やはり心身ともに健やかに成長を願うというのは、皆さん共通して持つ思いでもあると思うんですね。できるだけ、そういったものを公立保育園として受け入れていけばいいんですが、なかなかやっぱりその辺の整備も、財政も伴うということから見れば、厳しい面もある。そのような中であっても、岩倉市の保育は、できるだけ皆さんの思いに応えていこうということで、古い話にさかのぼれば、ゼロ歳児保育とか、産休明け保育とかということで率先して取り組んできた。そういう歴史、伝統があるわけなんです。やはり時代とともに新たな課題もどんどん出てくると。それに対して、やはり執行機関も議会も、その解決、改善に向けて一生懸命努力をすべきだろうなあと考えております。

それで、この請願について話を戻しますと、先ほど来、この請願項目については、少しまだ現段階では賛同しかねるといった意見をお持ちの委員の方もお見えになります。しかし、請願趣旨については、その思いはよくわかる。ですから、願意を受けとめるという意味で、委員会としては、私は趣旨採択で、皆さんのほうで一致できるのではないだろうかなあとと思いますが、この点について、委員長のほうで取り回しのほうをお願いしたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

今、黒川委員から、趣旨採択すべきと提案がございましたが、各委員の御意見がもしございましたら。

◎委員（井上真砂美君） きょういただいている請願項目、そのほうは本当は私としては不採択、反対です。療育手帳があるなしにかかわらず、子どもの障害というのは、手帳がない子でも、やや知的な面でいろんな基準がありますので、グレーゾーンの子もいるので、手帳があればというので勤務条件緩和だとか、免除してほしいというような内容については、ちょっと認めることはできません。ただ、療育園がないこととか、岩倉市はお子さんを育てることに非常に温かいまちというふうにありますし、私たちも温かいまちでありたい、お子さんの力になりたいというふうでありますので、ちょっとこの請願項目に対しては不採択ですけれども、趣旨採択というふうで妥協ですね。いいですか。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（谷平敬子君） 私も、今、療育手帳を持つことを基準にと言われていんですけども、この療育手帳を持つことも段階があるということを今教えていただいたんですけども、もちろん療育手帳を持っている人もいますし、持ちたいけど、そこまでは行っていない人もあると思うんですよね。あと、就労要件を免除、または緩和していただきたいですという、この療育の話とは別口に、就労要件を免除、または緩和していただきたいというのは、また市のほうにこれからもう少し幅広くというのは、私なりには思っております。以上です。

◎委員（須藤智子君） 今までいろいろ皆さんの意見を聞いて、やはり子育てをされるお母さんたちの気持ちは本当に十分によくわかります。それは障害者を持っているからだけじゃなくて、健常者でも同じだと思います。子育てをするということは、そういう育児と仕事と療養をしなければいけないということです。その気持ちは十分わかります。保育園へ入れるということは、保育が必要な子ですから、その入園基準については、やはりこれからの課題だと思うんですね。だから、請願項目については、ちょっと今のところ賛成はできないんですけど、お母さんたちの思いは十分わかりますので、請願趣旨には賛同いたします。

◎委員（関戸郁文君） 趣旨採択で。

◎委員長（大野慎治君） そうしましたら、討論、採決に入ります前に、各委員から趣旨採択する提案がございました。

お諮りします。

この請願を趣旨採択することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

よって、請願第8号「岩倉市のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」は趣旨採択することに決しました。

続いて、請願第9号「岩倉市のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（インフルエンザの予防接種）」を議題といたします。

請願者より、意見陳述をされたいと申し出がありましたので、これを認めます。請願者の方、お願いします。

◎陳述人（坂井田 聖君） 意見陳情のお時間をいただき、ありがとうございます。請願理由と請願項目について陳情させていただきます。

インフルエンザ予防接種の費用補助について、意見陳情させていただきます。

インフルエンザは、子どもが感染すると重症化する危険性の高い感染症です。高熱により、熱性けいれんを起こすこともあります。インフルエンザにより入院する子どもも多く、またインフルエンザ薬による異常行動も心配で、そばを離れられなくなります。肺炎や脳炎、脳症など、重い合併症を引き起こすこともあります。インフルエンザワクチンを接種しても、必ずしもインフルエンザに感染しないとは言えません。しかし、接種により、重篤な合併症や入院、死亡などの危険性を軽減する効果があります。当初、当局との話し合いで接種補助を求めたところ、予防効果として、1歳から6歳未満の効果有効率が20%から30%と有効性が高くないため、これまでどおりの任意接種とするとの御回答をいただいています。しかし、感染予防のためだけに予防接種をするのではなく、少しでも重症化や薬による不安を防ぎたいのだという思いにも焦点を当てていただきたいと思います。

また、インフルエンザワクチンは、ほかの予防接種のように数回接種すれば済むものではなく、毎年、子どもは2回接種が必要となるため、家庭への負担は大きいものです。きょうだいが2人、3人とふえると、毎年の負担も2倍、3倍となり、さらに家計を圧迫します。会社の福利厚生や健康組合で接種補助がされているところもありますが、それは一部の話です。子育て世帯の負担軽減のために、また子どもが健やかであるために、インフルエンザ

予防接種の費用補助を実施していただきますようお願いいたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） インフルエンザというと、冬、きょう朝、話を聞いてきたら、小・中学校はエアコンがついたんだけど、そうすると反対に閉め切っちゃっていて、1人がインフルエンザ菌を持っていてごほんごほんしたら、きっと移っちゃうよというような話を近所の人から聞いて、これは大変だと思ったんです。いつもインフルエンザが流行し出す前に、とりあえず換気、換気、手洗い、うがいといって、インフルエンザウイルスを手につけない、周りにもないようにというふうにいろいろしていたんですが、どうしてもインフルエンザになってしまうことがあって、注射を希望されるという方が見えることはわかりますけど、インフルエンザの注射を打ってもインフルエンザになることもありますよね。そういうお子様も見えるし、大人の方でも結構、注射を打ってもインフルエンザになりましたとかいうこともありますけど、反対に、ちょっと行政の方も見えているので、インフルエンザで重篤になったこと、特にお子様関係なんですけど、例がありましたら教えていただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 具体的な例につきまして、こちらで把握しているという状況ではございませんが、重篤な副反応としては、脳炎であったり脳症、それから無菌性の髄膜炎や感音性の難聴、血小板減少性の紫斑病や精巣炎、膵炎等の合併症があります。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

重篤になると、やっぱり脳炎やらあるのでちょっと不安だとは思いますが、反対にいろんな予防接種、ちょっと娘から母子手帳を借りてきてコピーしたんですけど、いろんな定期接種、予防接種がありますよね。もちろん健康な子どもでないと予防接種は受けられないし、反対に体調が悪いときに予防接種を受けちゃうといけないと思うんですけども、何か副作用がちょっと心配なんです、予防接種に対して。予防接種による副作用、そんな例がありましたらまた教えていただきたいんですが。

◎委員長（大野慎治君） 井上委員、これはインフルエンザのワクチンのことですので、それ以外のことの予防接種に対しても含めてお聞きしたいので

すか。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） インフルエンザの予防接種は任意接種となっておりますので、定期接種の分については、副反応等、全て市のほうに情報が入って、県のほうに報告をしておりますが、任意についてはそのような報告は市のほうには入ってこないものですから、具体的に把握はしていない状況です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 愛知県内の自治体で、このインフルエンザ予防接種の費用補助を実施している自治体がありましたら教えてください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） ことしの4月現在なんですけれども、安城市、東海市、大府市、知多市、北名古屋市、あま市、蟹江町、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村の11市町村ですので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 先ほど一緒に聞けばよかったんですが、助成をされている自治体の助成額というのは、大体どの程度のものかおわかりでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 市町村によってかなり差はあります。東栄町などは、お子さんが少ないということもあると思いますが、全額の補助をしております。一番多いところでは、1回につき1,000円の補助が多い状況となっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 行政にお尋ねします。

インフルエンザ予防接種が任意接種になっている理由は、先ほど請願者の方がおっしゃられましたが、効果が2割から3割しかないという理由以外に、ほかに何か理由があれば教えてください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） そうですね。先ほど請願者の方も説明をされておりましたけれども、インフルエンザにつきましては、終生免疫がつくものではないので、その年によってワクチン株を決めるんですけれども、ワクチン株と流行された株の抗原が一致しないことによって効果もかなり違ってくることがございます。それと、免疫力としても、数カ月から、長くて半年、6カ月ぐらいの免疫の効果があるということで、毎年接種をしなければならないというような状況がございますので、現在は任意接種ということになっております。

◎委員（谷平敬子君） 私も、一般質問でインフルエンザの助成のことをお願いしたんですけれども、最近ちょっと新聞を見ていましたら、そのときにも、12月から3月までがインフルエンザのピークということで、だけどつい最近、インフルエンザで学級閉鎖をしたところがあるんですけれども、私もちょっとインフルエンザの注射は打ったことないんですけれども、今回、選挙の折には、やっぱり注射を打っておいたほうがいだろうと思って行っただけには、既に注射がなくてできなかったんですけど、またインフルエンザにもかからなかったんですけれども、予防接種の、さっきワクチン株と言われましたけれども、これは毎年このときに、今、私12月から3月までがピークと言ったんですけど、もう決められているんですかね。決められているとか、その株数と言われたけれども。

◎委員長（大野慎治君） 恐らく、谷平委員は各病院でどれぐらいの医薬数を確保されているのかという意味だと思いますので、よろしくお願いします。どれぐらい岩倉の各病院で予防接種、予約制なんですけど、どれぐらいの件数が、枠があるのかということ把握されているかということだと思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 各医院が毎年どれだけという正式な数は把握をしておりませんけれども、毎年、例年仕入れている数をもとにことの仕入れが決まるというふうだと聞いておりますので、大体例年の注文数とか、それをもとに業者からワクチンを仕入れるというふうになっているそうですので、よろしくお願いいたします。

◎委員（須藤智子君） もし、このインフルエンザ予防接種のワクチンを補助するとすると、幾らぐらいの予算になるんでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） インフルエンザのワクチンは、請願の中にもございましたが、生後6カ月から5歳というふうに言われておりますが、生後6カ月から1歳未満のお子さんにつきましては、接種を受けることはできるんですけれども、免疫反応が弱いために抗体が付きにくいというふうに言われておりまして、医療機関においても1歳未満は接種をしないところも多い状況でございますので、一応、算定の対象者として1歳から年長児、6歳までとして、1回の助成金額を先ほどの他の市町の状況を勘案して、1,000円で2回分の助成とした場合ですが、1歳から6歳までの対象が2,440人、現在ありますので、そのうち接種率として、現在のインフルエンザの接種率である60%を接種率で勘案して計算いたしますと、1,000円の1,500人分の2回ということで300万円の費用が必要ということになります。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 高齢者のほうは、インフルエンザの補助をしていますよね。インフルエンザの接種の方は、高齢者と子どもと別に同じ内容なんですよね、確認ですけど。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 内容は同じです。ただ、回数が大人の方は1回接種、13歳未満は2回ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 本年度は、接種率が60%というふうだと今言われたんですけども、もし補助金、1,000円を2回出しますというのと、ちょっと接種率もふえるような感じもしますし、お子さんを持っている人は、今までは受けていなくて何とかインフルエンザにならずに済んでいた、あるいは会社のほうで補助があるところもあるので、多分、補助率、300万円で今出されたんですけど、それよりもふえると思いますし、会社のほうでやった場合は、会社のほうで補助金をもらえばいいですよ。というか、広報にうたわれますか、もし補助金が。

◎委員長（大野慎治君） 健康課長、会社の補助については答えられますか、答えられなかったら答えられる範囲で。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 会社の補助の内容につきましては、細かいところまでは把握しておりませんが、もし会社で補助があった場合につきましては、その会社の補助を受けられなかった分についての補助という形になりますので、もし会社で全額が補助を受けられるのであれば、市の助成は使わないことになると思いますけれども、会社の助成が一部であった場合は、市の助成も使えるということになると思います。

◎委員（須藤智子君） このインフルエンザ予防接種というのは、任意接種ということなんですけど、ほかの予防接種は定期接種ということで、予防接種法に基づいて各市町村でやるんですが、この定期接種だと国からの補助金というのは出るんでしょうか、お尋ねいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 定期接種の分につきましては、地方交付税扱いということで、そちらのほうでいただいております。

◎委員（須藤智子君） そうしますと、やっぱり任意接種ということは、各自治体がその補助金を全額持つということになるということですね。定期接種になる予定はないんですか、インフルエンザ予防接種は。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 先ほども申し上げましたように、毎年インフルエンザの株も変わってきて、終生免疫にはならないということ等がありますので、現在、国におきましても、定期接種の検討の中には入っていない状況です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） インフルエンザ予防接種が任意接種というのは、それなりに意味があると思うんですね。今まで言われていたんですけど、それに補助金を出すとなると、何か市の責任というんですか、予防接種に関しては、国立感染症研究所感染症疫学センターやら厚生労働省ですか、いろんなところからきつときちんとした形で定期接種のものがある中に、インフルエンザも市で補助金を出すということは市の責任があるので。それに今まで受けなくても何とか過ごしてきた子もね。

〔発言する者あり〕

◎委員（井上真砂美君） 議員間討議ですから、また言ってください。

◎委員（黒川 武君） 今まで受けていなかったから、これからもなんていうような話は、ちょっと暴論の発言だなと思うんですね。インフルエンザというのは、本当に重篤化すると命にかかわるんですよ。特に、副反応でもって、子どもたちがそれでパニックを起こして窓から飛びおりたとか。

〔発言する者あり〕

◎委員（黒川 武君） 現在もかなり有効なものも出てはいるんですね。ただ、やっぱり予防と、感染しても重篤化しないと、そういうところに接種する大きな意味合いがあるだろうと思うんですよ。だから、今までも大丈夫だったから、これからも大丈夫なんて誰も言えるわけじゃないんですよ。本当にこれは流行のもので、やはり市民の皆さんが安全・安心して日々の暮らしをしている。そのために、公共サービスとしてどこまで何がやれるかということを我々はやっぱり考えなきゃいけないだろうと思うんですよ。そういう意味合いでは、保育園父母の会のとられたアンケートを見ても、やはり助成を求める声は高いものがあると、そういったものをやはり我々も議員として真摯に受けとめていく必要があるんじゃないかと。

ただ、市は、それに対して助成するとなると、60%の接種率で300万円という数字が出たもんですので、その辺を我々としてはそれで行こうとか、そ

ういうことを決められる場ではありません。やっぱりインフルエンザの任意であるけれども、接種が必要だねという皆さんの思いがあれば、それも先ほどの話ではないんですが、願意としてきちっとやっぱり受けとめていくべきだろうなというふうなことを思いますし、具体的な方策については、やっぱり執行機関のほうでさらに検討をいただくことが重要ではないかなあと 생각합니다。ここで門を閉じてはいけないというふうに私は思いますので、議員の皆さんの真摯な御意見をお聞きしたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 発言される委員はいらっしゃいますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほどお答えがあったように、11の自治体がもう既に補助をしているということから見ても、岩倉市も子どもに優しい、子育てしやすいまちとして補助を実施していくべきだと考えます。高齢者のインフルエンザワクチンがやはり同じように任意接種であっても、岩倉市は補助をしているわけですので、同じように子どもたちにも、重篤化にならないようにということで、この300万円をいかに捻出して今後やっていただけるかというのを当局にお願いしていく場で、やっぱり私たちはこの請願をしっかり受けとめて、採択すべきだと考えます。

◎委員（須藤智子君） この請願趣旨のやはり子どもさんの重症化を避けるために、毎年予防接種を受けたいということの願意はよくわかります。ですが、請願項目のインフルエンザ予防接種の費用を助成してくださいということは、やはりこれはここで決められるということではないと思いますので、請願趣旨なら賛同できます、私は。

◎委員（関戸郁文君） 私も、請願の趣旨には賛同させていただくんですが、先ほど私がちょっと気になるのは、厚生労働省が、先ほどの数字も出ました。ちょっと効果が低いので、手間をとっているというか、全体に広がっていないんじゃないかなあというような感じを受けています。なので、はっきりと確実に5割以上、6割、7割、予防接種の効果があるということであれば、公金、先ほど300万ぐらいですかね、これは多分毎年必要になる、1回では済まない、ほかのものと違いますから、なるものですので、慎重にやっぱり考えていきたいというふうに思いますので、趣旨はよくわかっておるんですが、請願採択とまでには至らなく、趣旨採択でお願いしたいと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言を求める委員の方はいらっしゃいますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、議員間討議を終結します。

討論、採決に入る前に、各委員から趣旨採択すると提案がございました。
お諮りします。

この請願を趣旨採択することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

よって、請願第9号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（インフルエンザの予防接種）」は趣旨採択することに決しました。

続いて、請願第10号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（おたふくかぜの予防接種）」を議題といたします。

請願者より、意見陳述されたいとの申し出がありましたので、これを認めます。意見陳述をよろしくお願いします。

◎陳述人（坂井田 聖君） おたふく風邪予防接種の費用補助について、意見陳情させていただきます。

おたふく風邪は、流行性耳下腺炎とも言われ、ムンプスウイルスの感染によって発症します。一般的には子どもの病気ですが、大人がかかることもあり、思春期以降にかかると症状が重くなります。高熱や耳下腺の腫脹などが起こり、多くの場合は回復しますが、後遺症として難治性難聴になることもあります。難聴の後遺症は1,000人に1人程度の頻度で発生するとされ、片側、まれに両側の聴力がほぼ失われます。日本耳鼻咽喉科学会が発表した調査の結果では、2015年から2016年に少なくとも348人がおたふく風邪のウイルス感染が原因で難聴になり、うち274人が両耳や片耳に重い難聴が残っていたということです。

子どもにとっては、難聴により、毎日の生活において不自由を強いられるだけでなく、特に将来において、就労可能な職業が限定されるため、夢を諦めざるを得なくなるなど、精神面の影響も非常に大きいと考えます。2015年5月には、日本小児科学会を含む17の学会などで行う予防接種推進専門協議会がワクチンの定期接種を求める要望書を厚生労働省に提出しています。おたふく風邪は、ワクチンは1歳と小学校就学前1年間の2回接種が推奨されていますが、任意の予防接種であり、1回の費用は5,000円から7,000円程度と大変負担が大きいです。費用の一部助成を行っている自治体は、私たちが簡単に調べただけでも、愛知県では春日井市、名古屋市、岡崎市、蒲郡市、豊橋市、豊田市、田原市があります。県外でも助成を行っている自治体は幾つも見つかります。岩倉市は小さい市ですが、いわくらしやすいを合い言葉

に、ぜひ子どもを守るために、自己負担額を減らし、接種率の向上と感染症の発症及び蔓延の防止のためにも費用の補助をお願いします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） おたふく風邪の予防接種は以前はあったと思うんですけども、それが途中でなくなりましたね。その辺の経緯がわかっていたら教えてください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 以前、MMRワクチンというのがございました。それは、はしかと風疹とおたふく風邪の3つの混合ワクチンで、平成元年から平成5年までは、はしかがこのとき定期接種だったので、はしかの定期接種を受ける場合に、このMMRワクチンを選択できるというふうな形になっておりました。定期接種として受ける形にはなっておりましたが、このとき、おたふく風邪と風疹については任意接種という位置づけでした。平成5年に、MMRワクチンによる無菌性髄膜炎等の副反応が発生したことで、平成5年以降、このMMRワクチンは定期接種の選択肢から外されておりますので、定期接種だったような感じで受けとめている方もあるかと思いますが、あくまでも任意接種のものということで位置づけをされております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 請願趣旨の中に、厚生労働省の予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会で定期接種化が望ましいという意見が出されましたというふうに書かれております。今、厚生労働省のほうから、各市町に対して、この状況、おたふく風邪ワクチンの予防接種に関する情報がもしあれば、教えてください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 厚生労働省の予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会におきましては、広く接種を促進していくことが望ましいワクチンの一つということで、平成25年度末までに定期接種の対象疾患に追加するか、結論を得るように努めることとされておりましたが、広く接種をするに当たりましては、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、新たなMMRワクチンの開発が望まれることと、現在使われているおたふく風邪ワクチンについても、副反応に関するデータを整理して、引き続き検討するという事になってお

ります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） そのワクチンについて、私もいろいろ聞いたところによると、ムンプスワクチンというんですか、それが広く使われているともお聞きをしているんですが、執行機関としては、そのワクチンをどのようにお考えでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 現在、日本で承認されております今言われたムンプスワクチン、2種類ございまして、それぞれの添付書類の情報によりますと、抗体陽転率は90%以上あるとされておりますので、抗体陽転率については申し分ないかと思いますが、ただ接種による副反応があるということがございますので、積極的に今、市としてお勧めしているという状況ではございません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 資料の配付が終わりましたので、休憩を閉じ、再開します。

今、ちょっと委員長提案で大変申しわけございませんが、おたふく風邪の定期接種化を求める意見書と、先ほど御説明にありました日本耳鼻咽喉科学会のまとめた全国調査という資料がございます。ポイントと最後のまとめを見ていただければ、請願者がおっしゃったことについてほぼほぼ網羅されている資料でございます。委員会としては、この請願とは別に、議会として国に定期接種化を求める意見書を委員皆さんの御賛同を得られれば、意見書を提出してはいかがですかという、あくまでも委員長としての提案でございます。各委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 順番が違いますね。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

ちょっと私が早まりましたので、大変申しわけございませんが、議員間討議に入ります。

まずは、本請願に対しての取り扱いですね。皆様からの御意見を。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ちょっとお待ちください。

委員長として質疑を認めます。

◎委員（須藤智子君） ちょっと当局にお尋ねしますが、このおたふく風邪のワクチンというのは、定期接種化になる予定があるんでしょうか、近々。そういう要望書が何か出ているとかという話も先ほど聞きましたけど、予定はありますか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 先ほども御説明したとおりで、厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会におきまして検討中ということで、さらなる安全性の高いワクチンを、副反応に関するデータに関しても整理しながら、引き続き検討するという段階でございますので、具体的に定期化が予測されているということではございません。

◎委員長（大野慎治君） 議員間討議に戻ります。

発言する委員はいらっしゃいますでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 先ほどの質疑の中でも、一定、おたふく風邪のワクチンの必要性というものも、各委員におきまして御理解をいただいたところかなあとと思います。ただ、請願項目の市に対して費用補助を求めるという点では、まだまだやっぱり道ができていないのが委員会の現状ではなかろうかなあとと思います。

つきましては、国のほうにやっぱり定期接種化を早期に求めていくと。そういった議会としての何からのアクションもやっぱり必要ではないかなあとしますので、ただ単に趣旨採択にとどめるのではなくて、その後はこの委員会で責任を持って、国に対して定期接種化を求めていく意見書の提出をすると、そういったふうな運びに持っていったらどうかかなあとしますので、また委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

◎委員（須藤智子君） 私も同感でございますので、国のほうへ意見書を提出するという形で行っていきたいと思います。

◎委員（関戸郁文君） やっぱりこれもちょっと気になることは、国が、何度もお話がありましたが、ワクチンに多分、まだ安全性の高いものが、完全だと、完全というのはちょっと言葉が難しいかもしれませんが、安全性の高いワクチンを検討中というふうに受け取れました。やはりそれをしっかりとやっていただいて、意見書提出でも結構ですが、しっかりと国のほうで研究していただいて、おたふく風邪ワクチンの予防接種を定期化するというような方向でいったらいいのかなあとと思います。ですので、趣旨の採択で結構でござ

ざいます。

◎委員長（大野慎治君） よろしいですか、意見は。もう賛同されていますね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ただいま、趣旨採択の御提案が各委員からありました。

お諮りします。

この請願を趣旨採択することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

よって、請願第10号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書（おたふくかぜの予防接種）」については趣旨採択することに決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（黒川 武君） 動議を提出いたします。

動議の内容につきましては、委員の皆さん、お手元に配付させていただきましたおたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書（案）でございます。書面を読み上げますと時間がかかりますので、各委員お目を通しいただきたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） ただいま動議が提出されました。

おたふく風邪ワクチン定期接種化を求める意見書を委員会として提出することを黒川委員からございました。

それでは、厚生・文教常任委員会として意見書を提出することに同意する委員の挙手を求めます。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩して、意見書のことについてもう一回意見を求めて、もう一回採決に諮りたいと思いますので、このまま休憩して…。

〔発言する者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 委員から、精読時間が5分程度必要だという御意見がございましたので、意見書案について目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

再度、繰り返しになりますが、黒川委員より、おたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書案が動議として提出されました。その意見書に対して、御修正等の御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） それでは、厚生・文教常任委員会として、おたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書を提出することに対して、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

おたふく風邪ワクチンの定期接種化を求める意見書を厚生・文教常任委員会として議長のもとにまた提出して、本会議で諮らせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で、請願第8号から10号の審査を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、請願第7号「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択に関する請願書」を議題といたします。

請願者より意見陳述されたい申し出がありましたので、これを認めます。請願者の方、意見陳述をよろしくお願いします。

◎陳述人 臓器移植の環境整備を求める意見書について、簡単に背景を紹介させていただきます。

日本、今は臓器移植を待機している患者さんは1万3,000人以上いると言われています。しかし、移植手術できたのは年間300件しかなくて、その中は生体移植がほとんどです。日本政府はドナーをふやす努力は今のところはほとんどしておらず、日本の臓器移植法も曖昧な部分が多くて、そうすると何が起きるかということ、裏で犯罪が多く起きてしまうんです。具体的に言うと、臓器売買とか、裏で臓器売買が起きたり、あるいはブローカーが生じて、そういう臓器移植ネットワークが構築されていない国のほうへ患者さんを勧誘したり、あっせんしたりしています。

今のところ、よく多く報告されたのが、行き先としてはアジアがほとんどなんですが、タイとかパキスタン、フィリピン、中国はよく聞かれます。タイとかパキスタンなどは、今のところは個人レベルの臓器売買が多いという

ふうに報告されてはいるんですが、中国はそうではなくて、軍隊、刑務所、病院が一体になって国家犯罪をしているというふうに、独立調査チームによって調査をして、明らかになったことなんですけど、普通の国では、臓器移植は平均の待ち時間は7年間、10年間、10年以上とか、待ち時間しないといけないんですけれども、中国は2週間、たったの2週間でドナーが見つかるということなんですけれども、犠牲者は、中国政府はよく死刑囚とかも言っていたんですけれども、実際、調べたところでは、年間、中国の死刑囚の受刑者は3,000人未満であって、だけど年間、移植の手術をされるのが6万件から10万件と報告されています。犠牲者はほとんど少数民族、政治関係の良心囚とかのほかに、数多いのが気功の団体、法輪功学習者だと報告されています。

こういう背景の中で、2006年に国際移植学会はイスタンブール宣言を行いました。3つがすごくポイントになるんですけれども、一番大きなポイントは、自国の移植ニーズに自国のドナー確保をすべきだと宣言しました。それを受け、各国、イスラエルとか、スペインとか、台湾とか、ヨーロッパとか、法改正されて、臓器移植ツーリズムが法律で禁止されるなど、法整備が進められています。

日本では、2年後に法整備はされたんですが、1つ目は、運転免許などの裏に臓器提供意思表示のスペースが設けられたりしました。国民が臓器提供の意思表示ができるように、こういうふれるチャンスをふやすようにしました。2番目は、本人の意識が不明の場合、家族の承認があれば臓器提供できるようになりました。これも2008年の話なんですけど、今、約また10年間たったんですけれども、臓器提供者数がふえたかというところ、今のところで、平成28年は臓器提供数は64人で、29年度は7人しかなくなってはいないんです。また、ブローカーが減ったかというところ、そういう海外での臓器売買が絡むようなケースが減ったかというところ、そうでもなくて、いまだに起きているのが報告されています。

ですので、ここの中で一番大きな原因は何か。国内でドナーがふえない原因は何かと思うと、意見書の1番から4番が主な原因じゃないかなと思います。1番は、要するに国民が臓器移植に係る啓発を国として努めればふえるんじゃないかと、1つ目。で、2番目は、マニュアルの整備とか研究会の開催など、そういう支援を行うこと。3番目は、移植コーディネーターの確保、ふやすこと。私もちょっと調べたんですけれども、移植コーディネーターは、物すごく少ないことがわかったんですが、一人前の移植コーディネーターを養成するには、大体二、三年かかると言われてはいるんですけれども、こう

いうことを民間でやってはいるんですけれども、国としてのレベルを支援しないと恐らくふえないんじゃないかなと思っています。

4 番目は、臓器移植の担当医の負担を減らすことですね。これも、ドナーが発生する場所は、救急病院がほとんどなんですけれども、救急医者、担当の医者が物すごく負担があるという、精神的なプレッシャーと、あと病院側としての経済的な負担が物すごくあるということが報告されています。これも、私、きょう持ってきたんですけれども、京都の病院の先生がつくったレポートなんですけれども、ここで病院側として、人的・物的支援があれば、件数が十分ふえると考えているという結論が出てはいるんですが、もしこの辺が国として推進ができれば、ドナーがかなりふえるんじゃないかなと、有効な方法じゃないかなとして上げました。

5 番目、海外でそういうブローカーがなかなか減らない一つの原因は、日本の移植法が、海外で臓器売買に絡んでいるブローカーに対しては罰則ができない、今の現実の法律はできないということが調べたらわかったんですけれども、なので、その辺の法律もきちんと整備しないと、考え直さないと、患者さんとしては何も知らずに、要するにだまされて、臓器売買じゃないよいろいろな甘いことを聞かせ、渡航して移植をしてしまう。移植してしまう危険、結構危険なこともニュースとかでは報告はされたんですけれども、なので、そういうところの法律も考え直さないといけないんじゃないかなと思います。

有効的な対策としては、ブローカーの厳罰化で、医師に対する患者への渡航移植の危険性の告知義務、医師が臓器移植を受けた患者であることをわかった場合、厚生労働省への告知義務。4 番目、違法と知らないで、臓器移植を受けてしまった善意のレシピエントの精神面のケアなどが必要じゃないかなと思っています。

以上、意見書の背景と説明をさせていただきました。ありがとうございます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、議員間討議を終結します。

次に、討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第7号「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択に関する請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第7号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、請願第6号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題といたします。

この請願については、請願者はお越しになられません。紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

請願第6号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第10号は全員賛成により採択にすべきものと決しました。

次に、昨日開催された総務・産業建設常任委員会より、議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」連合審査会の申し出がなされております。

申し入れを受けたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議はございませんね。

それでは、総務・産業建設常任委員会の申し入れについてお受けすることに決しました。

連合審査会の開催日については、委員長間で日程調整を行い、直ちに皆様に通知させていただきます。

また、昨日の総務・産業建設常任委員会において、委員長から9月19日木曜日の午後で調整を図ると委員長が述べておりましたので、原則その日程で調整を図りますので御承知おきください。よろしくお願いいたします。

次に、議案第60号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 放課後児童クラブを利用する父母の皆さんには、この内容について説明され、このことについて同意をどのようにもらってきたのかお伺いします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今年度から始業式、終業式等が含まれるということで運用させていただいており、今年度に関しては、その日の部分は別途頂戴をしているという状況であります。

具体的には、この内容についてはまだ申し込み状況等は今年度から実施しているところでございますが、新しい案内を11月にするところでございます。そのときに、この内容と金額をお出しするということになっておりますので、具体的な金額等はお示ししているものではございません。

また、総額で負担が増になるというふうにはなっておりませんので、内訳の振り分けということだというふうに理解をしておりますので、その案内のときにお示しをするという予定であります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 用語の意味を少し確認させていただきます。

「休業日等」ということでその後に「等」がつけてありますけど、この「等」は何を意味しているのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 学校管理規則等で、休業日となつてまいりますと、いわゆる夏休みであるとか、春休みなどが当たってくるものであり、この「等」に関しましては、始業式と終業式の日を私どもとしては入れさせていただくという意味で、その部分を「等」

という表現を使わせていただいております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 改正の表中「学年始休業日等」、それから「夏季休業日等」ということで、それぞれ定義のなされているところであります。

今、学校管理規則にも休業日の定めがございまして、例えば学年始休業日の場合、学校管理規則では、4月1日から入学式の前日までと、そういった表現になっているわけです。したがって、「等」の中には終業式も含むと、そんなふうな先ほど御説明であったと思うんですが、私がここで聞くのは、この表中での括弧内の説明書きと学校管理規則の休業日の定めとは整合性がとれているのかどうか、お聞きいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 学校管理規則でいくところの休業日で申し上げさせていただきますと、一番わかりやすいところでいくと夏季休業日になるものですから、夏季休業日は7月21日から8月31日までというところで、いわゆるお休みの間を休業日としております。

それに対しまして、前後を含ませていただくという意味で、表中の括弧書きの中で、その前後の日も書き込むことにより、後の備考欄での表現をまとめてできるようにするために、ここは「等」というところでまとめさせていただいているというところでございます。

入学式の日と、またこれが始業式というところが、1年生以外が始まるころがずれてまいりますので、入学式の前日と始業式はまた異なるところもございます。なので、あくまでも子どもたちをお預かりするところは、始業式の日までというところで、少し学校休業日とは異なる部分があるので、あえて等ということをつけさせていただき、中で個別の表現をさせていただいたものでございます。お願いします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

いずれにしても公共サービスの拡大と、そういう意味合いでのものだというふうに理解しておきました。ありがとうございました。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 課金ということで、加算する手数料1日につき延長した場合50円、100円とありますけれども、課金ばかりなんですが、お得割引というのはありませんかということなんです。例えば通年利用をすると、1月3,000円になっているんですけれども、ちょっと8月は自分で、うちで面倒見ますかというようなときに、そこだけは返金とか、そういうことはありますか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 夏休みの議論で

申し上げますと、児童館の放課後児童クラブの上のほうで、8月の1カ月を特にお預かりする場合は、休会届というのを出していただくようになっておりまして、休会を出していただければ、その1カ月は取らなくてもというところと、なお重ねて申し上げますと、いわゆる夏期というところでは、通常の放課後児童クラブは学校が終わってからのときに、お休み期間中は丸一日朝からというところになる中で、夏休み等はいわゆる1.5倍とか、2倍とかというふうな形で料金が上がっている自治体はかなり多い中ではございますが、本市につきましては、定額でということでやらせていただいておりますのでございます。お願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第60号「岩倉市手数料条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第60号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 議案第61号の改正の内容につきましてでございます。

これは以前、多分堀議員だったと思うんですが、市長がそれぞれ許可を出すのではなくて、所管である教育委員会であるべきではないかと、そういった御指摘に基づいて、今回改正に至ったということで、その点は私は高く評価はしたいなあと思います。

それでお尋ねするのは、今回の改正文の中で、第2条の岩倉市スポーツ広

場の設置及び管理に関する条例、この中で、字句が改正されております。

「秩序又は」が「秩序若しくは」に変わるんですね。これは、条例の第5条の中で、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときまたは管理上支障があると認めるときは、使用を許可しないということで、本来であれば、公の秩序または善良な風俗というのは、通例としてこういった用い方をするものだというふうに私は理解しておりました。

その一部分といえども、「又は」を「若しくは」に変更する、改正するその理由は何でしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回の改正につきましては、今黒川委員がおっしゃいましたように、「公の秩序又は善良な」というのは、岩倉市の条例の中でも多数出てまいります。

その場合は、いわゆる号立て、この後に号で書くような場合が多くなっておりまして、それについては、同じ段階、並列の場合の接続の仕方として「又は」という表現を使ってきております。

今回につきましては、いわゆる2つの段階の接続になっておりまして、この「又は」、大きい2つ目の、おそれがあると認めるときまたは管理上支障があると認めるときというこの大きい接続の場合は、「又は」というふうに使います。その下のいわゆる小さい接続になりますが、「公の秩序又は善良な風俗」とした場合は、小さい接続の場合は「若しくは」という表現を使っておりますので、一連の文章とした場合は、このような接続の仕方で統一をさせていただいているところでございます。

◎委員（黒川 武君） 私は、例規的にはそのような改正は避けるべきだろうと、「公の秩序又は善良な風俗」というのは、あえて民法の第90条の公序良俗の規定を引用するまでもなく、これは通例的な物の言い方ではないかなと思うんですね。

それを「若しくは」でつなげることに、私は正直違和感を感じます。だったらこの改正の仕方を、先ほど行政課長が答弁で述べられたように、他の設管条例では号立てて記述してあるわけですよ。なぜそのように号立ての形に改正をしなかったのか、なぜでしょうか、お聞きします。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回の改正につきましては、繰り返しになりますが、号立ての改正ではなくて、この今ある一連の文章の中で改正をしていくという判断になりましたので、号立ての改正はせずに、例規上の改正にしたというものでございます。

◎委員（黒川 武君） 改正するんだったら、他の設管条例との整合性をとるということも大変重要なことだと思うんですね。

あえて今の文章の中で、「又は」を「若しくは」に置きかえるような改正よりは、むしろ他の設管条例と合わせるような形で、号立ての改正をするほうがより望ましいのではないかなと思う。大変くどくて申しわけないんですけども、その点庁内でも議論はございませんでしたか。

◎行政課長（佐野 剛君） 例規審査委員会、または行政課、それぞれ担当課、それぞれ審査をしてまいりますけれども、今回に限ってはそういった話は、当然過去の、他の条例例規というのは見てまいりますけれども、今回の件については、そのような議論がなかったということでございます。

◎委員（黒川 武君） 文章の整理の仕方としては、今、例規審査会を担当する事務局である行政課長がおっしゃったとおりだと思うんです。しかし、これだけが改正の仕方ではないわけですので、今度、所管課のほうにもお尋ねをいたします。

今回は、このような文章上の整理の仕方として「又は」を「若しくは」に改正をしたものなのですが、他の設管条例との整合性をとる意味合いも含めて、やはり私は号立てにしたほうがよりわかりやすくなるのではないかなと、そのような考えも持っておりますが、所管課としては、今後、機会を見て、その点について検討をしていただきたいと思いますとは思っておりますが、所見はどうでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 今回につきましては、先ほど行政課長が申し上げたとおり、原文を大きく直さずに、「又は」を「若しくは」というふうに変えさせていただいた形で、号立てにすることはありませんでしたが、今後機会を捉えて、号立てということも念頭に置きながら考えていきたいというふうに思います。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局より本会議での議案質疑における追加説明がございます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 本会議での御質問の中で、保育に通われている子の第3子の判定の際に、小学校3年生以下にした場合に3人目に当たる子どもは何人いるかというお尋ねがございました。それにつきましては、全件確認をさせていただいた結果6名ということでございます。よろしく願いをいたします。

◎委員長（大野慎治君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（榊谷規子君） 今度の条例改正の中で、副食費を実費徴収することになっているんですが、これまでも主食費を徴収していたということがあると思うんですが、主食費を減免していた自治体も幾つかある中で、岩倉市は主食費を幾ら徴収していたか、お聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 今、主食費は590円です。

◎副委員長（榊谷規子君） では、この主食費590円プラス今度の副食費の4,500円の徴収の仕方をお聞かせいただきたいんですが、同時に集めていくということですか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 主食費につきましては、現在は保護者会の中で集めていただくという形をとっておりまして、その取り扱いについては、10月以降も変わらず同様にと考えております。

副食費については、今までの保育料と同様に納付書での納付、または口座振替を御希望される方については口座振替という形で実施していきたいと考えております。

◎副委員長（榊谷規子君） 徴収の仕方が別々だということで、現場の保育士が徴収していくような負担はないということで考えていいんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 新たな事務的な負担は現場の保育士のほうには発生しないように考えております。

◎副委員長（榊谷規子君） 先ほど本会議での質問の中での小学校3年生以下の子どもをお聞きしたのが、教育認定の子どもと保育認定の子どもで第3子が無料という対象が違うということで問題だと思うんですが、一般の報道でも第3子は無料と書かれてある報道が多い中、上の子が就学前までの3番

目なのか、教育認定だから小学校3年生以下で3番目なのかというところが、非常に紛らわしいと思うんですが、一般の報道では第3子は無料と書かれている中、こういった説明はどんなふうにしていくんでしょうか、今後。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 教育での利用と保育での利用で、第3子に当たるお子様の数え方が違うというところについてですけれども、やはりそれぞれ教育としてのサービス、保育としてのサービスというサービスの給付という面から考えますと、給付費の保育単価の差から考えましても、教育と保育では、保育のほうは1.5倍から2倍近い給付の単価になっているということからも、サービスの面では、保育のほうが十分に手厚いことになっていると。そういったところの整合性を持たせるために、国としては所得の限度額の違いであったり、第3子のカウントのところの差があるというふうに考えております。

過去にもそういった面から逆に教育での利用の保護者の方から、教育のほうが保護者の負担が割高ではないかと、そんなようなお声もいただきまして、30年度には教育のほうの保育料を引き下げたりとか、そういったようなこともしております。ですので、補助金としてだけ見ると、就学援助補助金という今までの幼稚園の利用に対する保護者への補助金の額のほうが大きいように見えるんですけども、実は保護者負担も含めたサービス全体の給付という面では、保育のほうがやはり手厚い部分もありますので、そこはそういった負担のバランスを図るという点で差を置いてあるのか、当然、今までの教育と保育との制度をつけ合わせるというその段階の違いもありながらというところもありますけれども、そういったことになっているというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 説明資料によると、副食費といった表現の仕方がしてあります。それで、保護者向けの案内チラシでは、副食材料費といった表示の仕方がしてあるんですね。ただ単に副食費と聞くと、その中に材料費ほか何か人件費が入っているように思われますけれども、これはどちらの用語のほうが適正とお考えですか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 厳密に申し上げれば、副食、おかず、おやつと材料費というところが厳密に言えば適切だと思われそうですが、いろんなところで国のほうからの資料とか使われている用語とかも、副食費というふうに書かれている部分もございますので、わかりやすいような表現であればいいのかなというふうに思っております。

◎委員（黒川 武君） もう一点だけお聞きします。

この副食費の支払いを免除されるものとして、ここでは市町村民税、所得割合算額が記載はしてありますけれども、年収ベースでいうと幾らまでのものでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 年収でありますと360万円未満相当の世帯というふうになっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 説明資料で、副食費の支払いを免除されるものということで、教育認定の子どもは満3歳以上という満がついていて、保育認定の子どもは3歳児以上の子どもというふうに差がついているんですが、その内容についてお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらのほうにつきましては、教育を受けられる一番下限の年齢というのが満3歳からというのが、昔というか、従来からの制度となっております。

一方で、保育のほうは学年で見えておりますので、3歳児ということで、いわゆる年少クラスという、そういった区切りがされております。

◎副委員長（榎谷規子君） ということは、教育認定の場合は、いわゆる2歳児クラスであっても、誕生日が来た満3歳になれば、そこでその対象になるということになるわけでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育の利用として、2歳児のクラスにいらっしゃって、年度の途中で満3歳になって、その時点で、教育の利用に切りかえたいということで、満3歳児の教育ということになれば、年齢としては対象になってきます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 本会議でもやはり副食費は保育の中の一つであるから全国的に秋田県などは県単位で、さまざまな自治体で国が副食材料費を取っても、主食費のときから自治体はその分を子育て支援ということで負担をするという自治体があるわけですが、愛知県でも東浦町がこれまでも主食費は自治体負担で、今度の副食費も自治体負担にしていくということになったということですが、そういう検討は岩倉市ではされなかったのでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 当初は、私ども予算のときにもお示ししておりました5,300円という価格がございました。その中で、そういう意味で申し上げますと、国のほうの価格のほうや近隣の

状況等も考慮させていただき4,500円にしたというところが、その部分というところでございますので、よろしくお願いします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 済みません、もう一点。

ゼロ、1、2歳は無償化の対象じゃないんですが、住民税非課税の世帯については無償化ということで、病児保育やファミサポなども含めての無償化ということなんですが、そういう複合した保育サービスを使つての無償化していく手続というのは、どうなっていくんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 改正された子ども子育て支援法に該当する新しい認定に該当されれば、そういった認可外施設、あとファミリー・サポート・センターや一時保育の利用というのも無償化の対象の費用とはなり得るんですけれども、原則的に認可の保育施設を御利用されている方というのは、そういったほかの施設の複合的な利用というのは無償化の対象とはなりません。

それぞれの申請の方法につきましては、現在、それぞれの施設のほうからアナウンスをしていただくようにということで、個別に案内書類を送ったり、ホームページのほうで手続の案内等を掲載させていただいてお知らせをさせていただいているところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 議案第62号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の討論をさせていただきます。

この2015年に子ども・子育て支援法ができたときの法律でも、今の保育よりも規制緩和した地域型保育事業の運営も入っているということで、小規模保育事業所などの地域型保育事業が、本当に子どもたちにとって安全・安心、発達を保障をするものになっているのかということで反対をしてきました。

今回の無償化の制度は、私たちはかぎ括弧つき無償化だと考えています。その一つが、副食費という実費徴収を取っていくということであります。給食の副食費というのは、これまでも保育料の中に入れ込まれていた内容で、保育の内容そのものに含まれると考えています。この無償化の中での副食費の実費徴収は問題であると考えます。

また、今回のかぎ括弧つき無償化が無認可保育施設の利用も含まれるということで、子どもたちの命、安全、子どもたちをどこでも格差なく発達する権利を保障できるかどうかという点について非常に危惧を覚えるものです。

以上によって、この条例に対して反対をさせていただきます。

◎委員長（大野慎治君） 賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第62号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第62号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 今度、一部改正になった支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもにというふうに、支給を給付認定というふうに改正があるんですが、その違いは何でしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） これまでいわゆる認可の保育施設または教育施設において提供する保育サービスであったり、教育サービスというものは、特定教育・保育というふうにされております。

それを受けるに当たって、支給認定をされるということがあるわけなんですけれども、このたび無償化において新たに保育新制度に移行していない旧来からの幼稚園の授業料であったりとか、先ほど来話題に上がってございます認可外保育施設や病児保育、そういったものの利用料も無償化の対象ということで、そちらは子育てのための施設等利用給付という定義が新たに法の中でつくられました。そちらのほうの認定と旧来の特定教育・保育、子どものための教育・保育給付なんですけれども、そちらと区別するために、今までの保育・教育の給付については、教育・保育給付認定というふうに区別す

るということにされたものでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） いま一つわかったようでわからないんですが、支給認定という子どもと、給付と支給は具体的にどのように違いを持って規定されていますか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 支給から給付という言葉になったところの意味合いというところは、ちょっとこちらでも把握はしかねるところなんですけれども、ただ単に支給認定ということではなくて、教育・保育給付認定というふうに、もう一つ新しくできた概念の子育てのための施設等利用給付、そちらの給付と区別するために教育・保育給付認定という用語の修正が行われたということでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略させていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第63号「岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情の審査に入ります。

御準備をください。

陳情第18号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

この陳情については、今まで請願として取り扱っていたものが、今回陳情として提出されたものであります。

本陳情の取り扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

選択としては、請願並みに取り扱うか、または聞きおきにしますか。委員の皆様のお意見を伺います。

◎委員（黒川 武君） 従来は請願書で出されたものが今回は陳情書という形で出ております。陳述人もお見えになっていないということでございますが、ただ内容を見てみると、従前出された請願とほぼ同じ願意であろうというふうに思っております。

したがって、やっぱり理解としては今までの流れを断ち切る必要性はないものですから、ただ単に聞きおくという形ではなくて、必要なものは請願並みに扱って、その旨処理すべきではないだろうかと考えます。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） それでは、今、黒川委員から御提案がございましたとおり、本陳情については、岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定により、請願並みに取り扱いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

本陳情は、請願並みに取り扱うことといたします。

本陳情に対して確認したい事項、質疑はありませんか。質疑を認めます。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 続いて、採決に入ります。

陳情第18号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、陳情第18号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第19号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

この陳情についても、今まで請願として取り扱っていたものが、今回陳情として提出されたものでございます。

先ほどの陳情どおり請願並みに取り扱いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

本陳情は、請願並みに取り扱うことといたします。

本陳情に対して確認したい事項、質疑はございませんか。質疑を認めます。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 続いて、採決に入ります。

陳情第19号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、陳情第19号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第20号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について議題といたします。

本陳情の取り扱いはどうのようにさせていただきますでしょうか。

まず、確認したい事項の質疑がございましたら、委員の皆さんから当局にお聞きしたいことがあれば、といいながら、学校教育課がいないね。

ちょっと暫時休憩しましょうか。

質問したい方いらっしゃいませんか。

なければ取り扱いをどのようにするかということをお聞きしますが、これは市への陳情でございますので、簡単には取り扱いができませんので、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせください。

私学助成の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私どもの教育費の中では、私立高等学校等授業料補助金として300万円ほどの予算を毎年計上しております。

区分においては、非課税の方、5万1,300円の所得税の方というようなことで4段階にしております。各段階で2万2,000円を上限に一番少ないところで1万2,000円を上限ということで、各私立の学校によって授業料が違うものですから、補助金額もまちまちになってくるんですけれども、対象の方については、毎年申請により補助金を支給しているところでございます。

単価についても、岩倉市としては前と比べれば少し高いところというところで評価もいただいているのかなというふうには思いますが、もっと多く助成している市町もあるところは事実でございます。

◎委員長（大野慎治君） ちょっと委員長より謝罪をさせていただきます。

先ほど暫時休憩と言ったまま、「休憩を閉じ再開をします」という発言をしなかったようでございます。おわびを申し上げます。ただ今会議中でございますので、よろしくお願いいたします。

陳情第20号については、決算審査においてもお聞きすることができますので、聞きおくということでもよろしいのですが、取り扱いをどのようにしま

しょうか。

◎委員（黒川 武君） これは昨年は陳情書という形で出ているんですね。そのときの取り扱いをどうするかというのは、内容的に見て、やはり請願並みに扱うべきだろうということで、昨年の委員会ではそのように取り扱った。

採決としては、全員で趣旨採択にしたわけです。その理由というのは、市が現在行っている私学助成、先ほど考え方もお聞きしたところなんですね。現実的にそれはずっとやってきているわけなんです。現状を受けながら、私学助成については引き続き継続していただくことになるにしても、やはり陳情という形で出てきた願意をきちんと市長に伝えていくことが必要だろうと。それがやっぱり議会の役割でもあるんです。

そういう意味合いで、昨年は、願意を受けとめましょうということで趣旨採択、全員で決めたという経過もございます。

したがって、今回も同様の内容といえども、これはやはり切実な問題も含んでおりますので、昨年同様に願意を受けとめるといったところで、趣旨採択が適正ではないかなと考えます。

◎委員長（大野慎治君） 今、黒川委員より、本陳情についても請願並みに取り扱って趣旨採択すべきだという御意見がございました。

本陳情第20号を、岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定により、請願並みに取り扱いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認めます。

本陳情を請願並みに取り扱いたいと思います。

質疑には入らず、今、黒川委員より、本陳情を趣旨採択すべきとの提案があわせてございました。陳情第20号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について、趣旨採択について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、陳情第20号は全員賛成により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は連合審査会となります議案第58号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を除き、議了いたしました。

3点ほどおわびさせていただきます。

まず1点目、請願第6号の審査中、最後を締める際に、私誤って採決の結

果、請願第6号は全員賛成により採択すべきものと決しましたというところを、請願第10号と誤って発言をしておったようでございます。大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

2点目です。

議案第61号「岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を誤って、私は「岩倉市史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」と述べておりました。重ねておわびを申し上げます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、3点目でございます。

議案第63号についても、採決の結果、議案第63号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しましたと述べるところを、誤って議案第62号と述べておったようでございます。重ねておわびを申し上げます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。
まず、資料の配付をお願いいたします。

(休憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

まずもって、また委員長としておわびを申し上げます。

6月の定例会において、閉会中の継続審査事項として申し出させていただいたコミュニティ・スクールについて及び児童虐待防止について、委員長として視察等が重なっておりましたので、日程調整を図ることができませんでした。本当に申しわけございませんでした。重ねておわびを申し上げます。

改めて、お手元に配付しましたとおり、議長へ継続審査事項の申し出をすることにさせていただきますが、審査事項について御意見はありますでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 審査事項につきましては、10月に厚生・文教常任委員会の行政視察がございますので、当然その中に入れていただくべきことなんですが、ただ、この後協議会の中で、ゆうかさいち保育室について執行機関から説明をいただくことにはなっていると思うんですね。その議論をまだしないうちに、こういう提案をすることも少し気が引けるところがないわけでもありません。私としては、やはり市民の方からもあそこの保育所についての安全性の問題等について御意見もいただいているところです。したがって、所管する委員会として、机上だけの議論ではなくて、実際現場でどうであるのか。

それと、市のほうも内装の改修工事費も助成はいたしておりますので、や

はりそのことの確認する意味合いもありますので、できましたら委員会として視察をしてはどうかと、そういう考えを持っております。ただこれが終わった後、協議会でそのことの議論もあるので、前後するので、ちょっとどうかという気もするんですが、ただ定例会までが視察に行っても別に問題はないだろうと。ただ定例会が終わってしまった後、こういった審査事項に上げないと、やはり視察には行けないということもありますので、皆さんのほうで特段異論がなければ、審査事項の中の追加として、小規模保育所についてぐらいを入れていただければ、別に閉会した後も視察に行くことも可能かなと思うんです。その点……。

〔発言する者あり〕

◎委員（黒川 武君） 行ってはどうかと、現場を見て。

◎委員長（大野慎治君） 黒川委員、ちょっと1点済みません。

教育こども未来部長、市内の施設について閉会中の継続審査事項として申し出しなくても、当局と協議して視察へ行くことは、市内の施設に限っては可能だと思うんですが、入れたほうがよろしいですか。入れなくても僕は行けると思っておるんで、事前に申し入れをして、この日に伺いたいと言えば可能であると思うんですが、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 相手方がありますし、保育の支障がない、余り多人数では困るかと思うんですけど、問題ないと思います。私どもでも、市の職員ですけど、他市町の民間の施設をちょっと見させていただきですとかということはしています。ただ、午睡の時間はやめてくれとか、そういうことだけ事前に了解が得られれば、特に問題はないのかな。あとは保護者の方にもちょっともしかしたら聞く必要もあるのかなということも思いますけど、事前に御相談いただければ私も協力しますし、問題ないと思います。

◎委員長（大野慎治君） 黒川委員、以上でよろしいでしょうか。じゃあ、あえて入れないということでよろしくお願いします。

また、閉会中の継続審査事項について御意見はございませんでしょうか。

これは視察項目と、前回入っているちょっとやれなかった項目について入れてございます。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 改めてお手元に配付しましたとおり、議長へ継続審査事項に申し出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、本日の委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

連合審査終了後、厚生・文教常任委員会はそのときに終わりますが、本日は以上で散会をいたします。お疲れさまでした。